

事業法人通信

平成30年11月15日

作成・監修
朝日税理士法人

～平成30年度税制改正⑪～

平成30年税制改正内容についての事業法人に係る項目の概要説明。今回は事業法人の収益認識会計基準に係る税務対応に関する記載である。

(ポイント)

- 収益認識会計基準に係る税務対応
- 引当金等の廃止(返品調整引当金、長期割賦販売の延払基準)

1. 収益認識会計基準に係る税務対応

国際会計基準を踏まえた収益認識に関する会計基準を受けて法人税法における収益認識等について、法令上の明確化及び改正がされている。

(収益認識会計基準に係る税務対応)

項目	内容
収益計上額 (益金の額)	<p>資産の販売、譲渡又は役務の提供(以下「資産の販売等」という。)に係る収益の額として益金の額とする金額は、</p> <p>原則: その販売等の価額(販売、譲渡)又は通常得べき対価の額に相当する金額(役務提供)</p> <p>留意点①: 販売等の価額又は通常得べき対価の額は、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合の価額</p> <p>留意点②: 資産の販売等に係る収益の額を実質的な取引の単位に区分して計上することも可能 : 値引き及び割戻しについて、客観的に見積もられた金額を収益の額から控除可能</p>
収益計上日	<p>資産の販売等に係る収益の額は、</p> <p>原則: 目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度</p> <p>例外: 一般に公正妥当と認められる会計処理の規準に従って目的物の引渡し又は役務の提供の日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、原則として当該事業年度の益金の額に算入</p> <p>※「収益認識に関する会計基準(案)」では、商品等の国内での販売において、資産に対する支配が顧客に移転した時に収益を認識するが、出荷時から資産に対する支配が顧客に移転する時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時から支配が移転する時までの一時点に収益を認識することができる(出荷時や着荷時等)</p>

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

～平成30年度税制改正⑪～

2. 引当金等の廃止

返品調整引当金や長期割賦販売等の延払基準は、経過措置を経て廃止される。

(引当金等の廃止)

項目	現 行	改正案
返品調整引当金	出版業や製薬業など製品・商品の販売に際して、無条件に返品を受け入れるような取引慣行がある業種において、返品に伴う損失見込みとして損金経理した額のうち、損金算入限度額までの金額を損金の額に算入	返品調整引当金制度を廃止 (経過措置) 平成33年4月1日から平成42年3月31日までの間に開始する事業年度については、現行法における損金算入限度額に対して1年ごとに10%ずつ縮小した額の引当金を容認
長期割賦販売等	「3回以上の分割払い」「支払期間が2年以上」「頭金が3分の2以下」の要件を満たす長期割賦販売等に該当する資産の販売等の収益の額及び費用の額を延払い基準により経理した場合には、その額を各事業年度の益金及び損金の額に算入	長期割賦販売等に係る延払基準を廃止 (経過措置) 平成30年4月1日前に長期割賦販売等に該当する資産の販売等を行った法人は平成35年3月31日までに開始する事業年度について延払基準の選択が認められる 平成30年4月1日以後に終了する事業年度において延払基準の適用をやめた場合、繰延割賦利益額を10年均等で収益計上する等の措置が講じられる ただし、ファイナンスリース取引については現行通り

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(収益認識会計基準に係る税務対応:補足)

今回取り上げた説明のとおり、長期割賦販売等の延払基準は法人税法上廃止されることになっている。収益認識に関する会計基準は延払基準による収益費用の計上を認めておらず、また、過去の税制調査会において、「割賦や延払による商品販売は販売者が商品等の供給機能と金融機能の双方を果たすとすると、商品等の供給機能のみで、金融機能は第三者に委ねている法人の収益計上時期との比較で不均衡が生じている」との見解。「基本的にはその引渡し時に収益計上を行うこととすることが適当」といった指摘がなされていた。平成30年度税制改正においては、収益認識会計基準の制定に合わせ、法人税法の取扱いをリース譲渡に該当しない長期割賦販売等に係る延払基準について、一定の経過措置を設けた上で廃止することとした。その他、返品調整引当金も同様に一定の経過措置を設けたうえで廃止することとしている。これらの収益認識に関して、会計上、税務上の実務対応に注意が必要である。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。